

役員及び評議員  
費用弁償支給規則

社会福祉法人 大東福社会

## 社会福祉法人大東福祉会 役員及び評議員の費用弁償支給規則

(目的)

**第1条** 大東福祉会役員及び評議員に対する費用弁償については、この規則の定めるところによる。  
(費用弁償)

**第2条** 役員及び評議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表による旅費を支給する。

**第3条** 役員及び評議員が掛川市管内において会議に出席したときは、前条のその規定に関わらずその費用弁償として日額5000円半日額は3000円を支給する。

附則

この規則は昭和57年10月1日から施行する。

この規則は昭和59年4月1日から施行する。

この規則は昭和61年4月1日から施行する。

この規則は平成4年4月1日から施行する。

この規則は平成11年4月1日から施行する。

附則

この規則は平成18年3月1日から施行する。

別表

鉄道賃	車(船)賃	日当	宿泊料
普通運賃	実費	5,000円	15,000円

- 1 御前崎市・袋井市・菊川市は、3,000円とする。
- 2 東京都及び政令指定都市(静岡県内都市を除く)は、1日1,500円の車賃を加算する。